

# 安芸高田市の一部の地域について 地番・家屋番号の変更を行います (広島法務局からのお知らせ)

広島県の土地については、明治期以降に宅地、農耕地等に1番から順に地番（耕地番）が付されるとともに、山林、原野等にも同様に1番から順に地番（山地番）が付されたことにより、同一大字内において、重複地番が多数存在しています。

広島法務局では、みなさまの不動産に関する権利を保全し、円滑で安全な取引を図るため、広島県内全域で重複地番の解消を図っています。

## 【令和4年度】

### 1 重複地番の解消作業の実施区域

安芸高田市美土里町北、美土里町本郷

### 2 作業の進め方

#### (1) 地番の変更方法

原則として山地番に10000を加算する方法によって行います。

\* 例：211番 → 10211番

#### (2) 地番の変更日付

令和5年1月6日

#### (3) 地番変更の実施時期

令和5年1月6日から、上記1の地番区域において順次実施する予定です。なお、作業実施期間は10日程度です。

#### (4) 地番変更通知書の送付

地番変更を実施した場合には、法務局から登記簿に記録されている所有者様の住所（共有の場合は、そのうち1名の住所）宛てに地番変更通知書を送付します（地番変更に伴う各種手続についての案内文が同封されています。）。

この通知書は、お持ちの登記済証（権利証）、登記識別情報通知等と一緒に保管しておかれることをお勧めします。

(5) 本件に関する問合せ

広島法務局民事行政部不動産登記部門（山耕地番解消作業担当）

〒730-8536 広島市中区上八丁堀 6 番 3 0 号

電話番号 0 8 2 - 2 2 8 - 5 1 2 7

## 《過去の実施区域》

### 【令和3年度】

#### 重複地番の解消作業の実施区域

吉田町常友、吉田町常楽寺、吉田町相合、吉田町西浦、吉田町山部、吉田町中馬、吉田町長屋、吉田町高野、吉田町桂、吉田町上入江、吉田町下入江、吉田町多治北、吉田町国司、吉田町吉田

### 【令和2年度】

#### 重複地番の解消作業の実施区域

吉田町小山、吉田町福原、吉田町川本、吉田町竹原、吉田町山手、向原町坂、向原町戸島

### 【令和元年度】

#### 重複地番の解消作業の実施区域

向原町有留、向原町保垣、向原町長田、甲田町上甲立、甲田町下甲立、甲田町浅塚、甲田町深瀬

### 【平成30年度】

#### 重複地番の解消作業の実施区域

甲田町戸島、甲田町上小原、甲田町下小原、甲田町高田原、甲田町糶地

### 【平成29年度】

#### 重複地番の解消作業の実施区域

高宮町来女木、高宮町川根、高宮町佐々部

### 【平成28年度】

#### 重複地番の解消作業の実施区域

高宮町原田、高宮町房後、高宮町羽佐竹、高宮町船木

**【平成27年度】**

**重複地番の解消作業の実施区域**

美土里町横田、美土里町生田、美土里町桑田

**【平成26年度】**

**重複地番の解消作業の実施区域**

八千代町佐々井、八千代町勝田、八千代町上根、八千代町下根

**【平成25年度】**

**重複地番の解消作業の実施地域**

八千代町土師、八千代町向山

**地番変更の方法**

原則として**山地番**に**10000**を加算する方法によって行いました。

\* 例：211番 → 10211番